

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	我が国の景気は、着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られるものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。そのため、中小企業の事業活動を活性化させることで、景気回復基調を確実なものとするを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断D I」、「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	2年（平成28年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	我が国経済は持ち直しの動きが見られるものの、中小企業の業況判断D Iは▲17.7（平成25年4～6月）となっている。 （出典）中小企業庁「第132回中小企業景況調査」
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置は資本金1億円以下の中小企業において広く利用されている措置。交際費支出は中小企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き中小企業全般にわたり利用が見込まれる。 ○損金算入額見込みの推移（中小企業のみ） 平成26年度 1,804,170百万円（2,320,683社）（推計） 平成27年度 1,796,953百万円（2,339,712社）（推計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業はコスト削減の圧力があるものの、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置で営業活動を支援することは手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>そのため、本措置について適用期限を延長することで、中小企業の営業活動促進、飲食業需要の喚起を図り、自律的回復に向けた動きを確実なものとし、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>
--	---------------	--

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○過去5年間の損金算入額の推移（括弧内は資本金階級）</p> <p>平成19年度 1,712,788百万円（資本金1億円未満） 平成20年度 1,614,453百万円（資本金1億円以下） 平成21年度 1,812,771百万円（ 同上 ） 平成22年度 1,764,288百万円（ 同上 ） 平成23年度 1,732,233百万円（ 同上 ）</p> <p>（「会社標本調査」により経済産業省試算（国税庁））</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が45.4%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が23.6%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p> <p>また、同調査を利用した分析では、本特例が無かった場合全体で16.5%（※1）交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.28%減少する関係（※2）となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は4.6%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成23年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約550兆円）のうち、25兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。</p> <p>これらから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>（※1）アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標本調査」（国税庁）の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。</p> <p>（※2）中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(\text{売上高}) = 7.18 + 0.276LN(\text{交際費支出額}) + 0.364LN(\text{資本金})$ <回帰統計>重相関R² : 0.28</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>コスト削減傾向の中、交際費の損金算入額は若干の減少傾向にあるものの、每期概ね一定の利用実績がある。（上記「租税特別措置の適用実績」参照）</p> <p>我が国の経済情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、中小企業の業況判断DIは▲17.7（平成25年4～6月）となっている。</p> <p>これらの状況から、引き続き本措置によって中小企業の営業活動の促進を図り、景気回復基調を確実なものとしていくことが必要である。</p> <p>（出典）中小企業庁「第132回中小企業景況調査」</p>

(参考) 最近の交際費課税における主な改正

これまでの要望経緯	対象法人	損金算入限度額等	
	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入
		5,000万円以下	定額控除(300万円)
		1,000万円以下	定額控除(400万円)
	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入
		5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%
		1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%
	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入
		5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%
		1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%
	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入
		5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%
	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入
		1億円以下	定額控除(400万円) × 90%
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	
平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	
	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%	
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	
	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止	